

(写)

6 三 総 政 第 93 号

令和 6 年 5 月 31 日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 6 年第 2 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第26号 三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第27号 三鷹市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第28号 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 井口グラウンド（仮称）等整備工事請負契約の締結について
- 議案第31号 三鷹市立井口小学校大規模改修工事請負契約の締結について
- 議案第32号 三鷹市本庁舎市民部フリーアドレス制の導入・拡充に係る諸備品の買入れについて
- 議案第33号 令和 6 年度三鷹市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 26 号

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

緊急執行を要した三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月7日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

専 決 処 分 書

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月24日

三鷹市長 河 村 孝

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年5月27日に施行されることに伴い、三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年三鷹市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第3項本文中「法別表に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

提案理由

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、市長において専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

(第2項省略)

- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(以下省略)

議案第 27 号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

緊急執行を要した三鷹市市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月7日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

専 決 処 分 書

三鷹市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

三鷹市長 河 村 孝

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日等に施行されることに伴い、三鷹市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第34条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第52条第3項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第52条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第148条の10の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第148条の10の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の3、第27条の6から第27条の9まで、附則第5条の4第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の7第2項、第33条の5の5第1項及び前条の規定の適用については、第27条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第

33条の5の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納

期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第33条の5第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民

税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第33条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第33条の5の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間におい

てはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額

控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第33条の5の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものと

し、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第33条の5の5第2項の規定により読み替えられた第33条の5の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第33条の5の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の3、第27条の6から第27条の9まで、附則第5条の4第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第27条の9第1項」の右に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第27条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2中第14項を削り、第15項を第14項とし、第16項を第15項とし、第

17項を第16項とする。

附則第10条の3中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、同条第9項中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。)附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。)附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第13条の2第4項を削る。

附則第13条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第13条の4の2の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1号中「令和3年度 次に」を「令和6年度 次に」に改め、同号ア中「地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「令和4年改正前の法」という。）」を「法」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、同号イ中「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年改正前の条例」を「三鷹市市税条例の一部を改正する条例（令和6年三鷹市条例第13号）による改正前の三鷹市市税条例」に、「第13条の4の2」を「第13条の4の2第1項第3号ア若しくはイ」に、「令和3年改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「令和3年改正前の法」という。）」を「令和6年改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「令和6年改正前の法」という。）」に、「住宅用地にあつては100分の100、商業地等にあつては100分の100、市街化区域農地にあつては100分の100」を「負担上限割合」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年改正前の法」を「法」に改め、同条第2号中「令和4年度 次に」を「令和7年度 次に」に改め、同号ア中「地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和5年改正前の法」という。）」を「法」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号イ中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年改正前の法」を「法」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年改正前の法」を「法」に改め、同条第3号中「令和5年度 次に」を「令和8年度 次に」に改め、同号ア中「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同号イ中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年改正前の法」を「法」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第14条中「又は第4項」を削る。

附則第15条の2第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の2の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第18条の3及び第18条の4中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第18条の5及び第18条の6中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第18条の7の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年

度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第18条の9中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第18条の10中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第18条の11の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1号中「令和3年度 次に」を「令和6年度 次に」に改め、同号ア中「令和4年改正前の法」を「法」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、同号イ中「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年改正前の条例」を「令和6年改正前の条例」に、「令和3年改正前の法」を「令和6年改正前の法」に、「住宅用地にあつては100分の100、商業地等にあつては100分の100、市街化区域農地にあつては100分の100」を「負担上限割合」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年改正前の法」を「法」に改め、同条第2号中「令和4年度 次に」を「令和7年度 次に」に改め、同号ア中「令和5年改正前の法」を「法」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号イ中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年改正前の法」を「法」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年改正前の法」を「法」に改め、同条第3号中「令和5年度 次に」を「令和8年度 次に」に改め、同号ア中「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同号イ中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年改正前の法」を「法」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第18条の13中「附則第18条の2、第18条の3」を「附則第18条の3」に改める。

附則第18条の14中「第35項」を「第34項」に改める。

附則第19条中「令和3年改正法附則第14条」を「令和6年改正法附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第21条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三鷹市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた令和6年改正法第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次条第2項において「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた令和6年改正法第1条の規定による旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

三鷹市市税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、市長において専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

(第2項省略)

- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(以下省略)

議案第 28 号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第27条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第39条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第5条の3の2を削る。

附則第10条の2中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、同条第14項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の3第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

別表第1の4の項中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第39条及び別表第1の4の項の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第27条の7第1項の改正規定、附則第5条の3の2を削る改正規定及び次条の規定 規則で定める日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の三鷹市市税条例第27条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三鷹市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、公益信託に関連する寄附金について個人住民税における寄附金税額控除に係る規定を改めるとともに、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直しを行うほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 29 号

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

三鷹市手数料条例（平成12年三鷹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「127の項」を「129の項」に改める。

別表第2の127の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）」を「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同項を同表の129の項とし、同表の126の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の128の項とし、同表の125の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の127の項とし、同表の124の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の126の項とし、同表の123の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項」に、「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）」を「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律）」に、「に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同項を同表の125の項とし、同表の122の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）」を「（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律）」に、「に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「125の項」を「127の項」に、「127の項」を「129の項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「124の項」を「126の項」に、「126の項」を「128の項」に改め、同項を同表の124の項とし、同表の107の項から同表の121の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の106の項中「105の項(1)のアの(ア)」を「107の項(1)のアの(ア)」に、「105の項(2)のアの(ア)」を「107の項(2)のアの(ア)」

に改め、同項を同表の108の項とし、同表の105の項中「108の項」を「110の項」に改め、同項を同表の107の項とし、同表の104の項を同表の106の項とし、同表の103の項を同表の105の項とし、同表の102の項の次に次のように加える。

103	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 2万8,000円
104	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 2万8,000円

別表第2備考1中「127の項」を「129の項」に改め、同表備考2中「122の項(2)のイ」を「124の項(2)のイ」に、「123の項(2)のイ」を「125の項(2)のイ」に、「126の項(2)のイの(イ)のb」を「128の項(2)のイの(イ)のb」に、「127の項(2)のイ」を「129の項(2)のイ」に改め、同表備考3中「向上の一層」を「一層の向上」に、「124の項(2)のイの(イ)のb」を「126の項(2)のイの(イ)のb」に、「125の項(2)のイの(イ)のb」を「127の項(2)のイの(イ)のb」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、既存建築物の敷地と道路との関係の制限及び道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料を定めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 30 号

井口グラウンド（仮称）等整備工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

井ログラウンド（仮称）等整備工事請負契約の締結について

井ログラウンド（仮称）等整備工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

井ログラウンド（仮称）等整備工事

2 契約の方法

制限付一般競争入札による契約

3 契約の金額

4億9,720万円

4 契約の相手方

東京都世田谷区太子堂一丁目4番21号

長谷川・三栄建設共同企業体

代表者 長谷川体育施設株式会社 東京営業所

所長 渡邊 純

構成員 三栄建設株式会社

代表取締役 秋山 進

提案理由

井ログラウンド（仮称）等整備工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

井口グラウンド（仮称）等整備工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市井ロー丁目6番ほか

(2) 工事内容

ア 多目的グラウンドの整備

イ クラブハウスの設置

ウ 防災・コミュニティ広場等の基盤整備

エ 東西通路等の整備

オ 駐車場・駐輪場の整備

カ 雨水浸透施設の整備

キ 植栽等の整備

ク 既存設備等の撤去等

(3) 工期

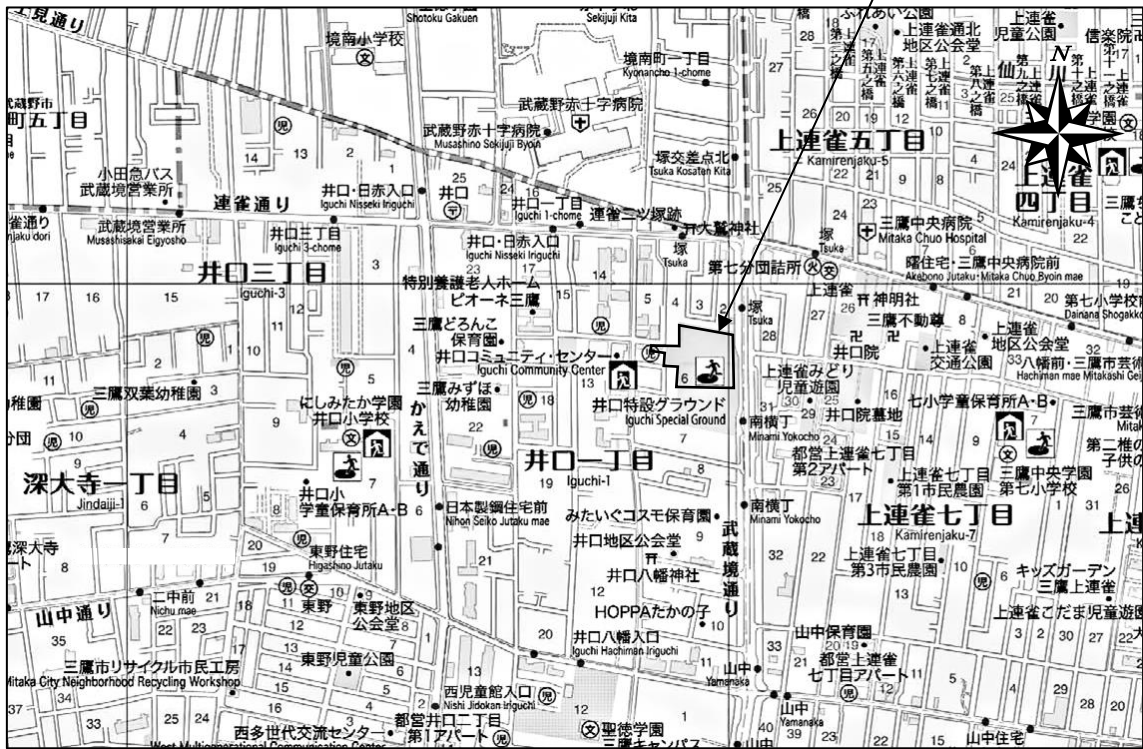
契約確定日の翌日から令和7年5月30日まで

2 案内図及び平面図

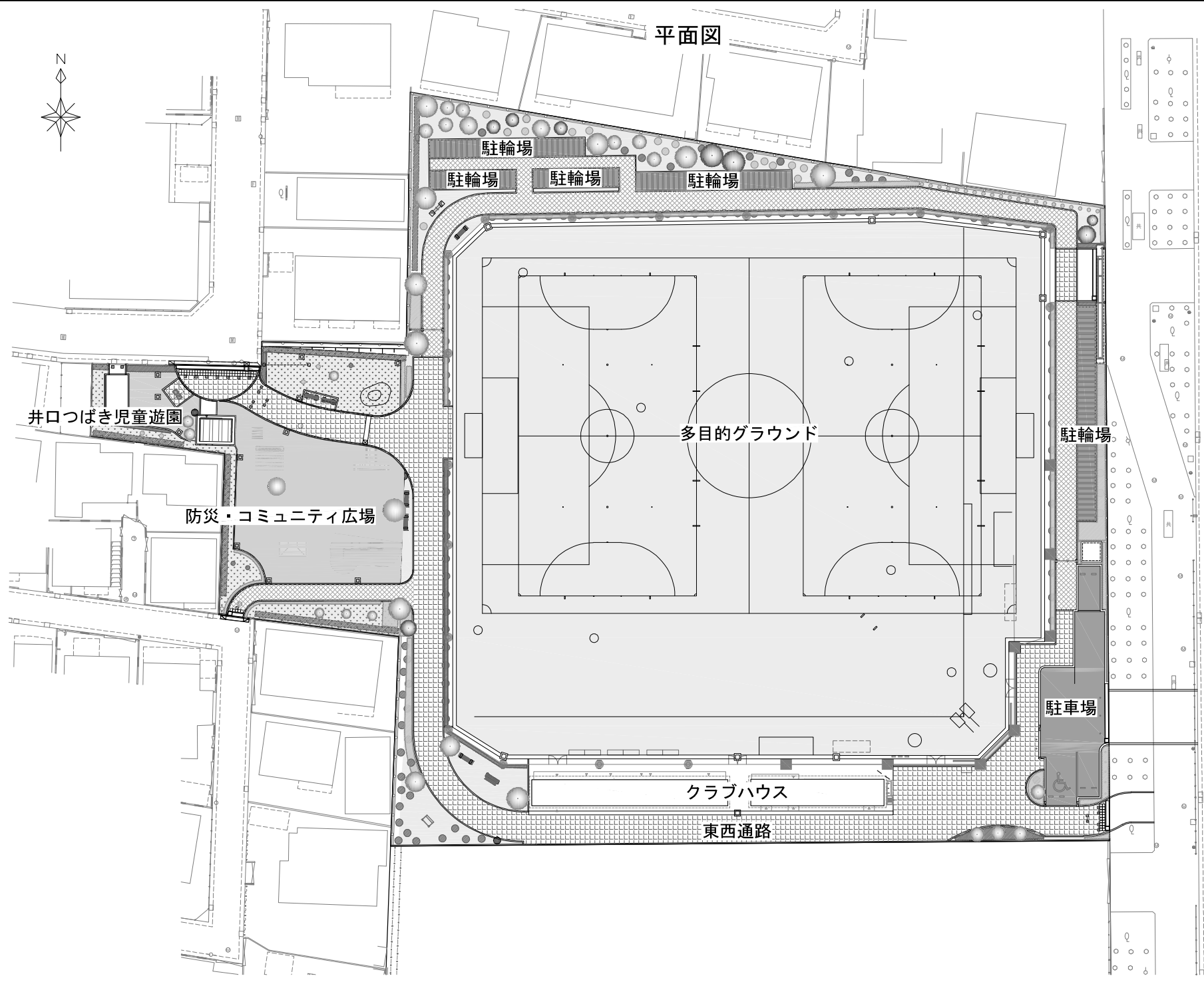
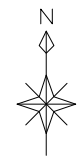
別紙のとおり

案 内 図

井ログラウンド（仮称）等整備工事場所



平面図



議案第 31 号

三鷹市立井口小学校大規模改修工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市立井口小学校大規模改修工事請負契約の締結について

三鷹市立井口小学校大規模改修工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

三鷹市立井口小学校大規模改修工事

2 契約の方法

制限付一般競争入札を行ったが、再度の入札に付しても落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、入札参加者のうち最低価格を提示した者との随意契約

3 契約の金額

6億2,370万円

4 契約の相手方

東京都三鷹市上連雀一丁目9番1号

T S U C H I Y A ・ 入月建設共同企業体

代表者 T S U C H I Y A 株式会社 西東京営業所

所長 秋田 哲法

構成員 入月建設株式会社

代表取締役 入月 裕樹

提案理由

三鷹市立井口小学校大規模改修工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

三鷹市立井口小学校大規模改修工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市井口三丁目7番11号

(2) 工事内容

ア 校舎棟

- (ア) 外壁及び屋上の改修
- (イ) 教室の内部建具の改修
- (ウ) サッシの改修
- (エ) 床仕上げ改修及びOAフロア化
- (オ) 照明器具のLED化
- (カ) 防災設備の改修
- (キ) 縦配管及び高架水槽の更新

イ 屋内運動場

- (ア) 外壁改修及び屋根防水改修
- (イ) 床仕上げ改修
- (ウ) 出入口へのスロープの設置
- (エ) バasketゴールの改修
- (オ) 照明器具のLED化
- (カ) 防災設備の改修

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和8年1月15日まで

2 案内図、配置図、各階平面図及び立面図

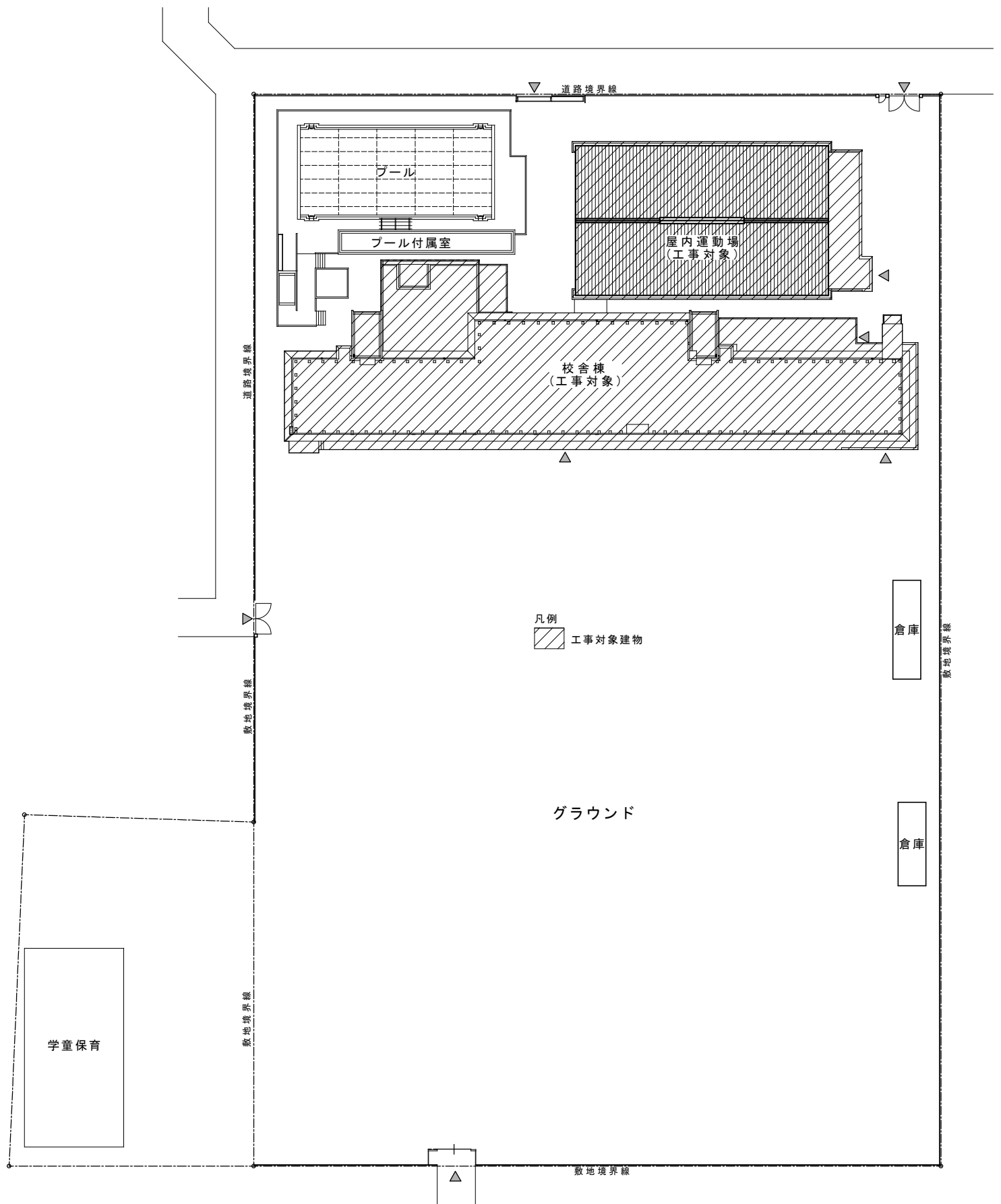
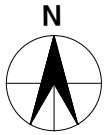
別紙のとおり

案内図

三鷹市立井口小学校大規模改修工事場所



配置図





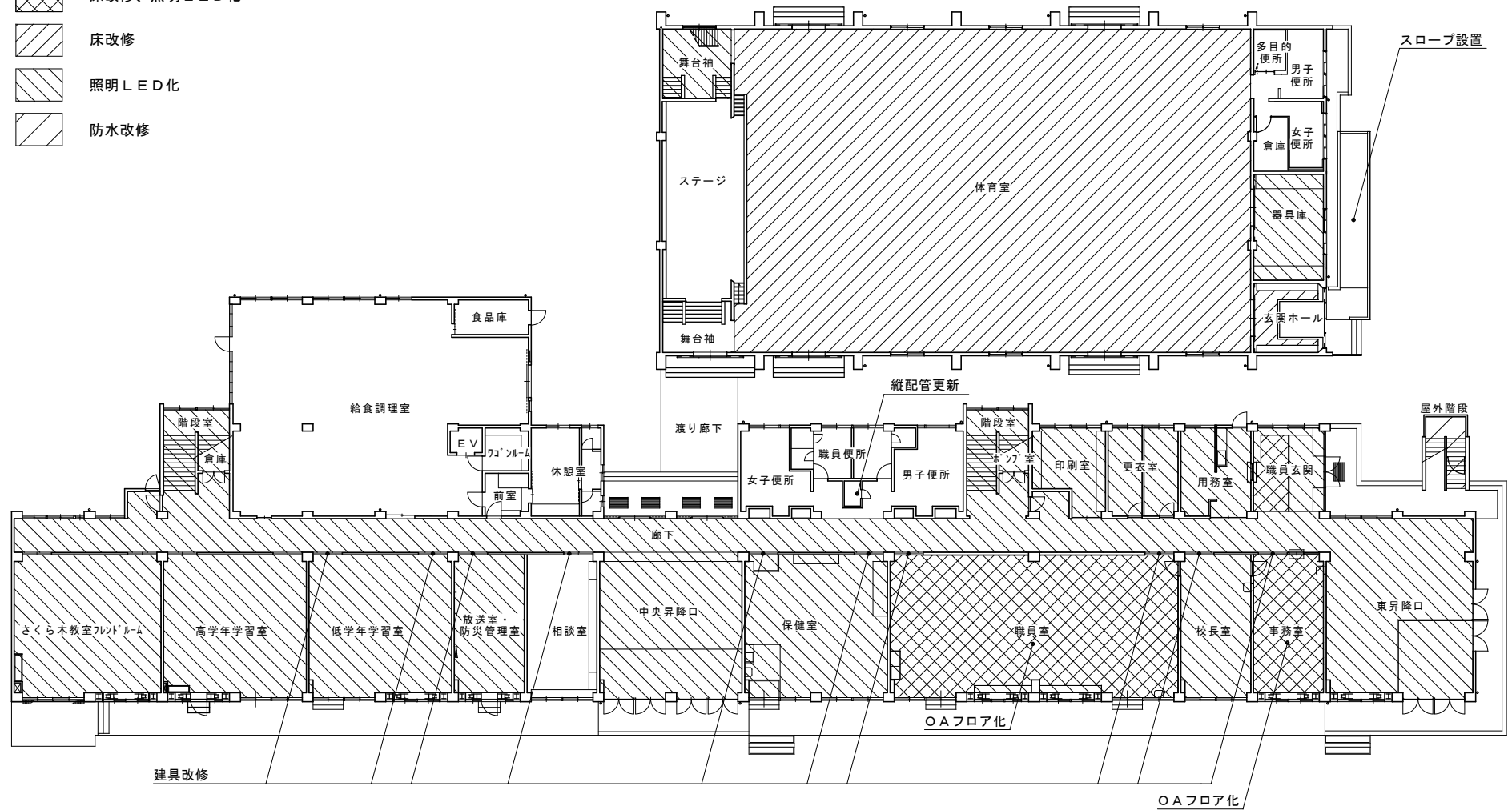
1 階 平 面 図

屋内運動場

防災設備改修

凡例

-  床改修、照明LED化
-  床改修
-  照明LED化
-  防水改修



校舎棟

防災設備改修



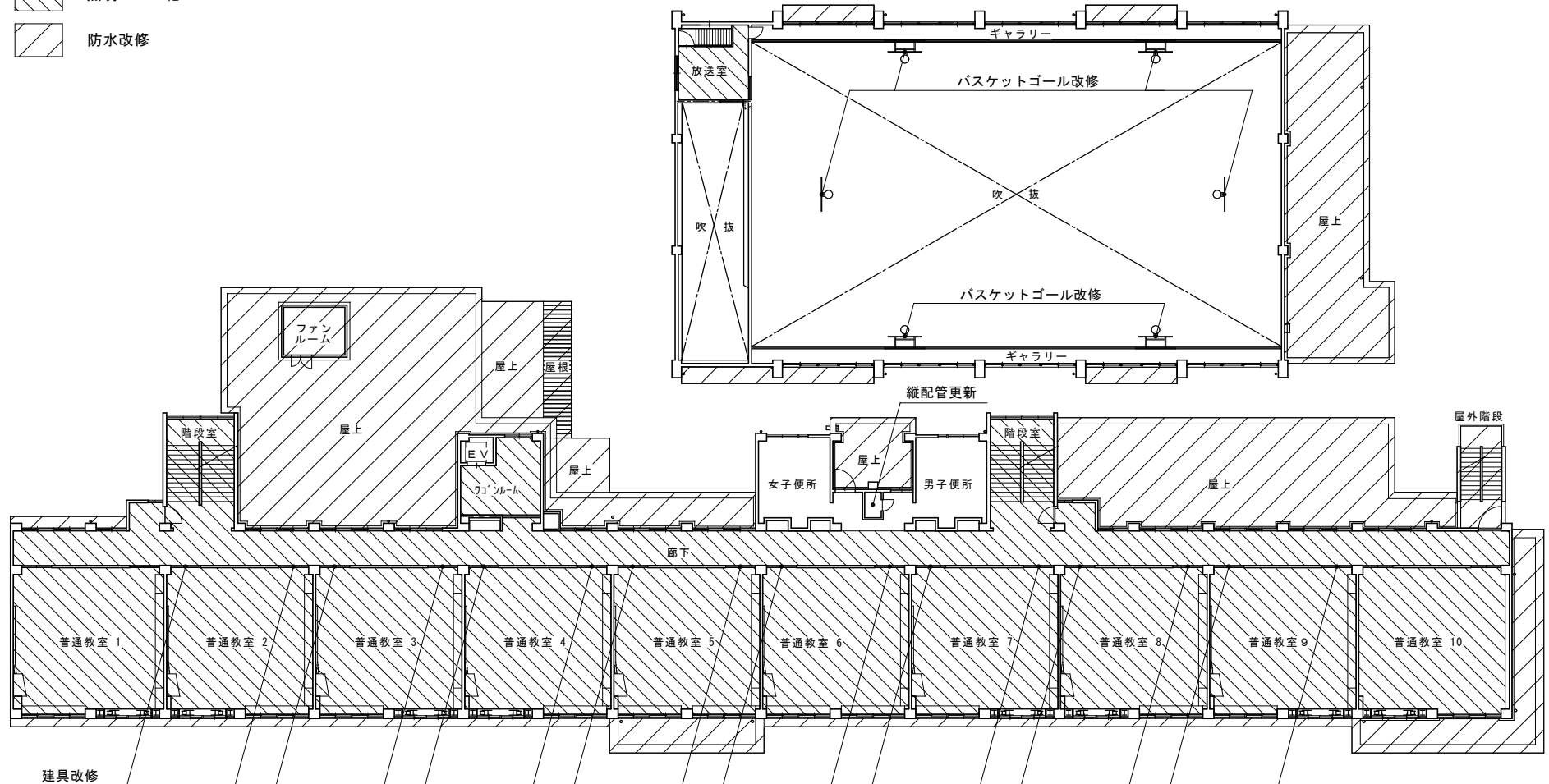
2 階 平 面 図

凡例

-  照明 L E D 化
-  防水改修

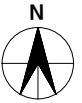
屋内運動場

防災設備改修



校舎棟

防災設備改修



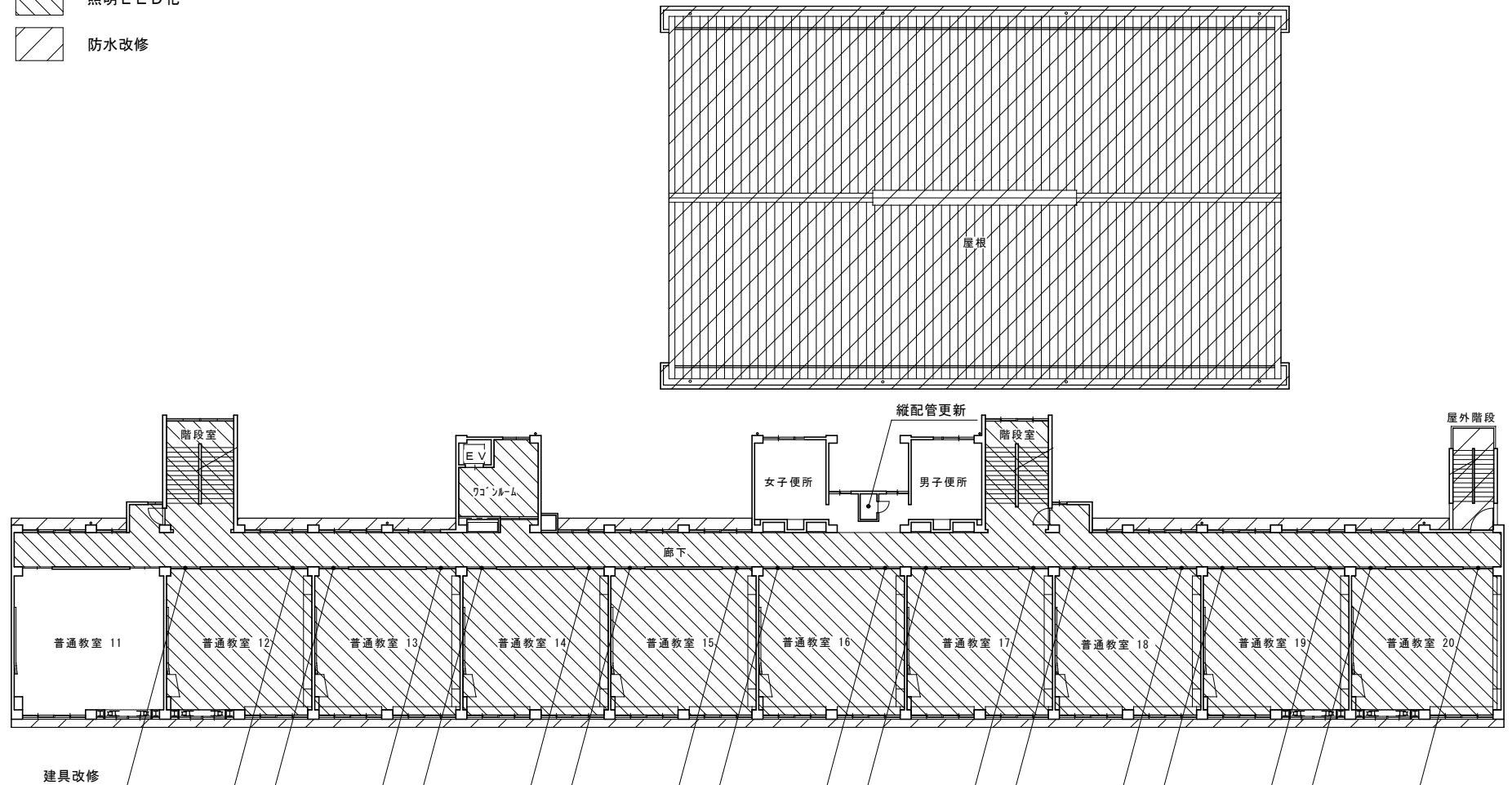
3 階 平 面 図

屋内運動場

防災設備改修

凡例

-  照明 L E D 化
-  防水改修



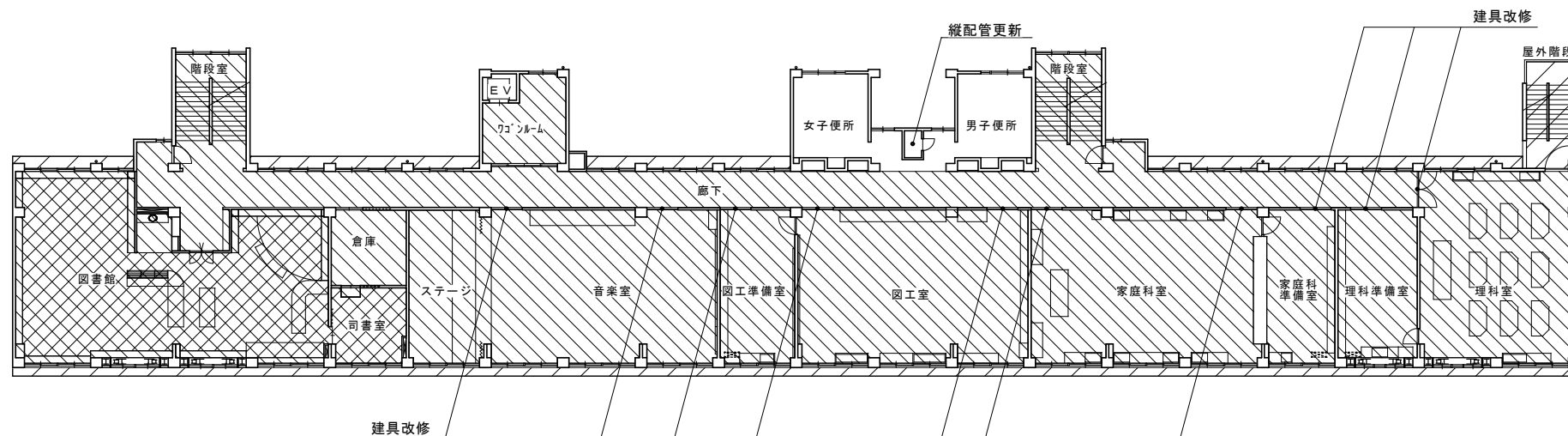
校舎棟

防災設備改修

4 階 平 面 図

校舎棟

防災設備改修



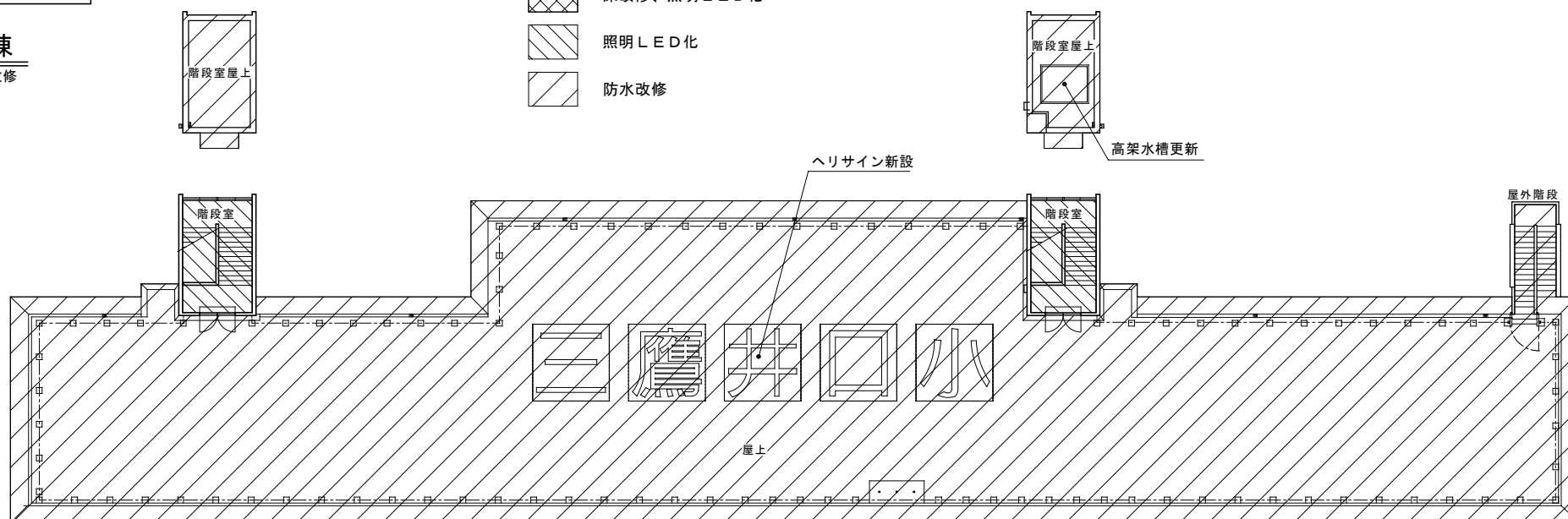
屋 上 平 面 図

校舎棟

防災設備改修

凡例

-  床改修、照明LED化
-  照明LED化
-  防水改修

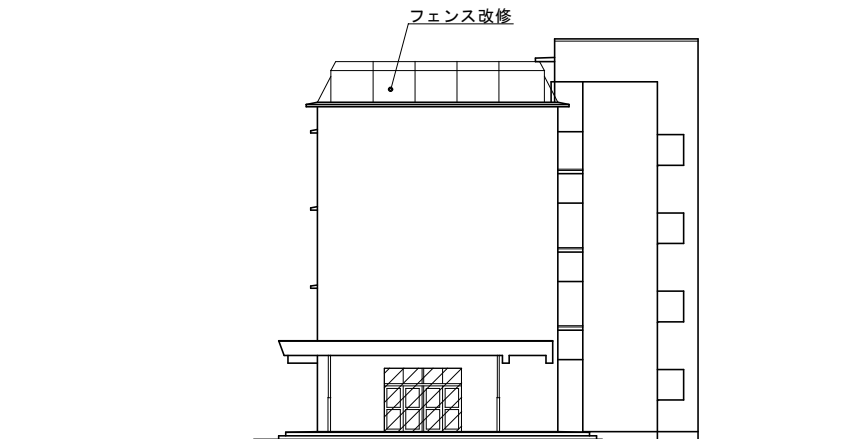


校舎棟

凡例

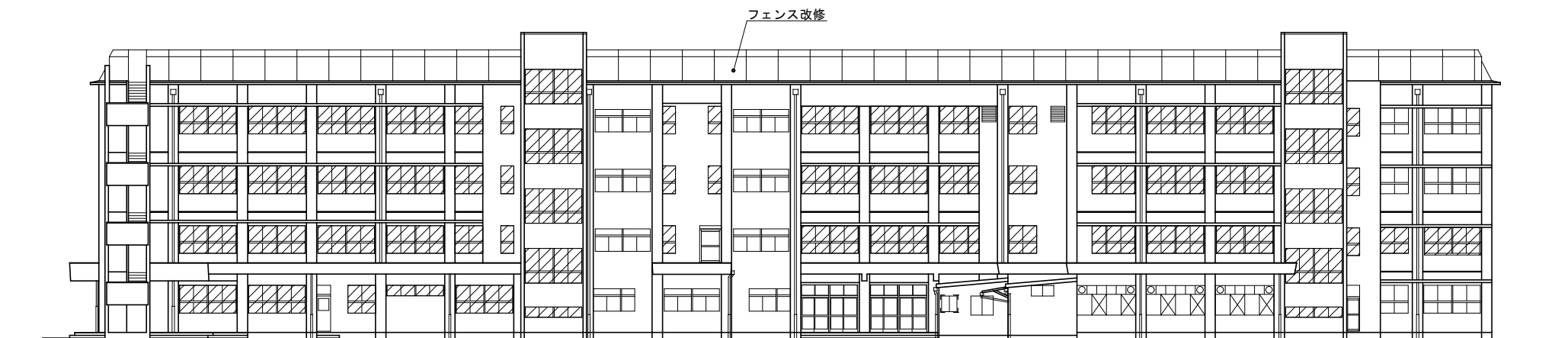


サッシ改修



東立面図

外壁改修：全面



北立面図

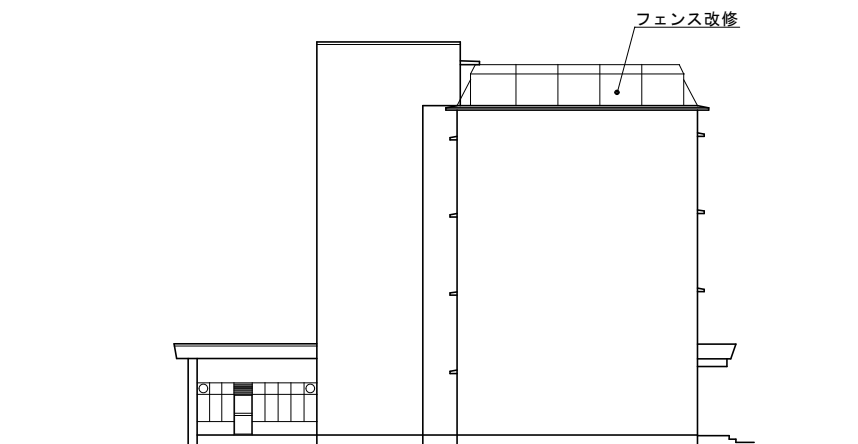
外壁改修：全面

校舎棟

凡例

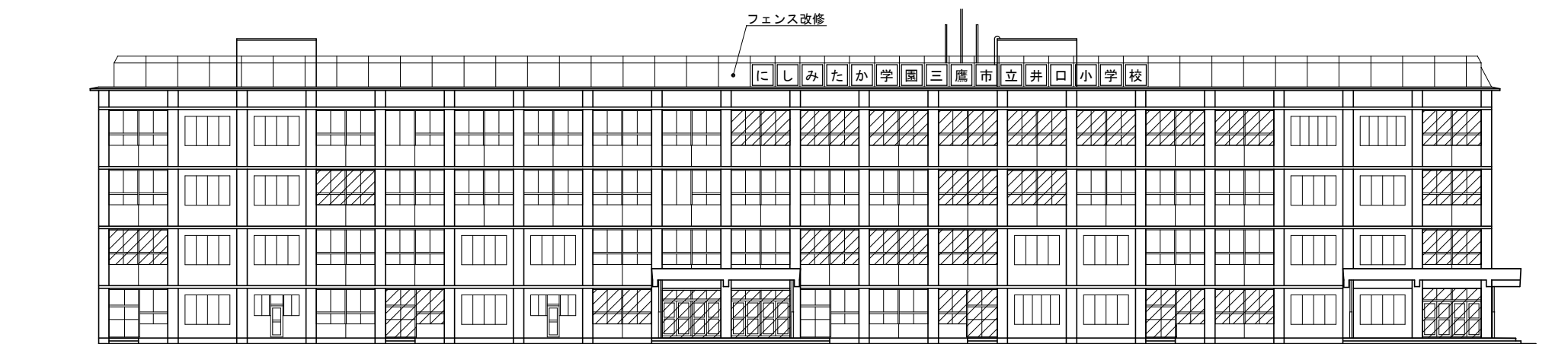


サッシ改修



西立面図

外壁改修：全面



南立面図

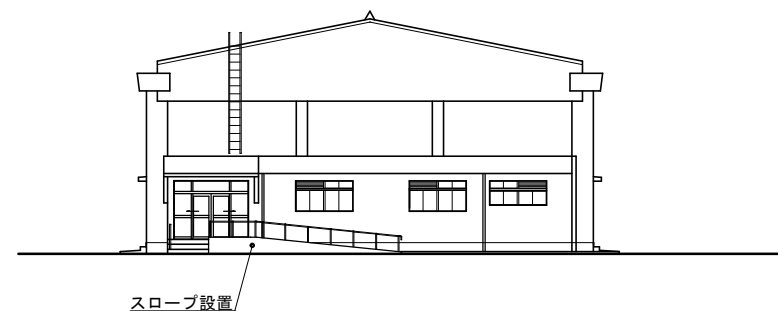
外壁改修：全面

屋内運動場



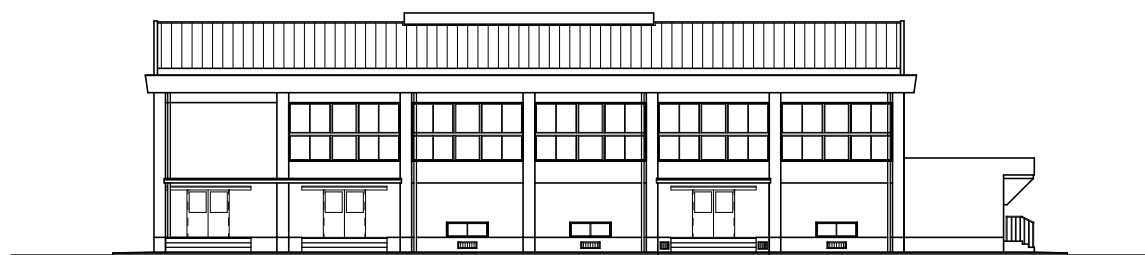
北 立 面 図

外壁改修：全面



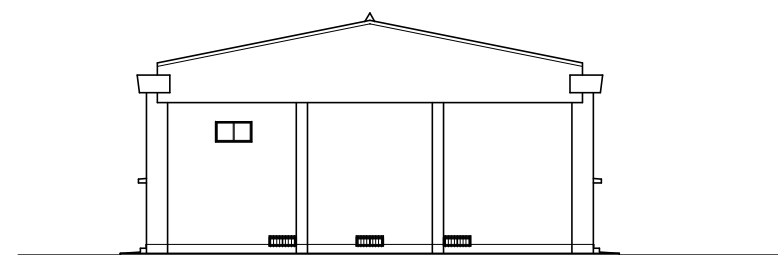
東 立 面 図

外壁改修：全面



南 立 面 図

外壁改修：全面



西 立 面 図

外壁改修：全面

議案第 32 号

三鷹市本庁舎市民部フリーアドレス制の導入・拡充に係る諸備品の買入れについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市本庁舎市民部フリーアドレス制の導入・拡充に係る諸備品の
の買入れについて

次のとおり三鷹市本庁舎市民部フリーアドレス制の導入・拡充に係る諸備品を
買入れる。

1 買入れの目的

三鷹市本庁舎市民部においてフリーアドレス制の導入・拡充を行うため

2 主な買入れ備品の種類及び数量

(1) 本庁舎1階（市民課）

- ア 窓口カウンター什器一式（19窓口分）
- イ フロントヤード業務に係る作業スペース什器 8台（22席分）
- ウ 執務型机 16卓（30席分、うち14席はモニター付）
- エ 収納キャビネット 50台
- オ プリンター台 1台
- カ パーソナルロッカー 13台（84人分）
- キ 打合せスペース 3卓（固定式12席分）
- ク 集中ブース 一式（1席分）

(2) 本庁舎2階（市民税課、資産税課及び納税課）

- ア 窓口カウンター什器一式（15窓口分）
- イ 待合スペース用椅子 5脚（11席分）
- ウ 待合スペース用キッズスペース 一式
- エ 執務型机 48卓（88席分、うち49席はモニター付）
- オ 執務型椅子 88脚（88席分）
- カ 端末席 4卓（9席分）
- キ 収納キャビネット 37台
- ク プリンター台 17台
- ケ パーソナルロッカー 23台（92人分）
- コ 打合せスペース 22卓（可動式22席分）
- サ 集中ブース 一式（2席分）
- シ 委託事業者執務スペース 3卓（12席分）

3 買入れの方法

制限付一般競争入札による契約

4 買入れ価格

1 億2,210万円

5 買入れの相手方

東京都文京区本郷五丁目 1 番13号

幸和商事株式会社

代表取締役 吉田 武史

提案理由

窓口業務のワンストップ化を推進し、市民の利便性を向上させるとともに、執務環境の整備により、業務の効率化及び職員の労務環境の改善を図ることを目的として、フリーアドレス制の導入・拡充に向けた諸備品の買入れを行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に
関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 33 号

令和 6 年度三鷹市一般会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝